



No.228

徳地町報

1974、10/5

発行者 徳地町長

編集者 徳地町企画室

印刷所 今澄印刷



▲ 熱心に見入るお年寄



飛び入りで得意の「どこ」を披露するおばあちゃん

にぎやかに敬老会

去る9月10日掘地区の敬老会が1足先に中央公民館で行なわれました。長寿を祝う古希、喜寿、米寿を迎えられた方への記念品の贈呈、午後には地区婦人会の皆さんの舞踏など盛沢山のプレゼントで勞をねぎらいました。

▶ 記念品の贈呈



保管を嚴重に

銃・刀・火薬・毒劇物など

○ 七月三日、光市内で銃類を使用して警察官二人を射殺し、主婦二人を人質とした事件は、皆さんの記憶にもなまなまししいものがあると思います。

全国的にも「刃物を使用したハイジャック(愛知)」「殺害(神奈川)」「火災によるコインロッカー爆破(大阪)」等々、凶器を使用した事件が相次いで発生しています。警察では、このような人命を軽視した凶悪犯罪をなくするため、凶器の取り締まりを強力にすすめています。

家庭や職場では、次のことに注意して銃・刃物・火薬・毒劇物などが取扱われないうつとめましょう。

◎ 銃銃・空気銃の管理は

○ 銃は許可を受けた人以外は取り扱っては歩きまわらさせません。銃所持者は定められた安全な保管方法を守り、盗難にかけたり子供が触れたりしないようにつも気を付けましょう。

また、狩猟に出かけて銃庫中の自動車の中に放置したり、手入れなどなく銃をそのままにして置を立ち、不用意に放置することのないようにしましょう。

○ 銃所持者が病気で入院したり長期出張したり、そのほかの

◎ 刃物の管理は

○ 刃刀類は登録しなければ持つことができません。新たに発見したものは、すぐ警察に届けましょう。

銃と同様に盗まれないよう、他人が勝手に持ち出さないよう、保管には十分気を付けましょう。

○ ドロボーが侵入して、台所の包丁が目についたばかりに強盗に早変わりした。驚つてさねなことで口論となり、包丁があつた果物ナイフで相手を刺したといった例は数多くあります。

包丁やナイフは日常必要なものですが、使用しないときは安全な場所に納めておきましょう。また、子供には工作などとしても必要な時以外は、ナイフや小刀を持たせないようにしましょう。

◎ 火薬類の保管は

○ 花火や紙火薬などをほぐしてビンにつめたり、たぐさんの花火を一度に使つたりするのは危険です。

このような遊びをする子供を見かけたときは、大人のだれもが注意してやめさせましょう。花火は保管者が付き添つて、

店の人の説明をきき、いっしょに楽しむようにしましょう。

○ 火薬類や銃の弾丸を見つけたら、捨つたらず、すぐ警察へ連絡しましょう。

◎ 毒物・劇物・危険物は

○ 毒物・劇物など危険な薬品や農薬・殺虫剤などは、鍵のかかる安全な場所に保管しておきましょう。

○ ガソリンやベンゼンなど、火気に危険な物を屋外に放置したり、子供の手が届くところに置かないようにしましょう。

○ 危険な薬品や毒物・劇物が放置してあるのを発見したときは、手を触れないで早く警察へ連絡しましょう。

(資料提供：徳地町派出所)

「社会を明るくする運動」募金

二十四万三千五百七十三円

私共、更生保護婦人会におきまして、先般「社会を明るくする運動」期間に際し、募金をお願いいたしましたこと、多くの皆様方から絶大なご協力いただき誠にありがとうございます。

更生保護婦人会は、罪を犯した人や非行のあった青少年の更生をまた、地域の更生保護事業に協力し、また、地域内から犯罪者や非行少年を出さないようするための予防活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会をつくらんとする意志婦人の集まりであります。

「軽自動車」

期限までに車検を受けよう

軽自動車(3、4輪)は届出年月により昭和48年10月1日より昭和50年9月30日まで車検(切換新規検査)を受けることとなっています。指定期限が切れた車を走らせると法令違反(車両法、道交法、自賠責法)になりますので忘れず検査を受けるようにしましょう。

今月以後検査を受ける車は下記のとおりです。

昭和46年4月1日から昭和46年6月30日まで	昭和49年10月
昭和46年7月1日から昭和46年9月30日まで	昭和49年11月
昭和46年10月1日から昭和46年11月30日まで	昭和49年12月
昭和46年12月1日から昭和47年2月29日まで	昭和50年1月
昭和47年3月1日から昭和47年4月30日まで	昭和50年2月
昭和47年5月1日から昭和47年7月31日まで	昭和50年3月
昭和47年8月1日から昭和47年10月31日まで	昭和50年4月
昭和47年11月1日から昭和48年1月31日まで	昭和50年5月
昭和48年2月1日から昭和48年4月30日まで	昭和50年6月
昭和48年5月1日から昭和48年6月30日まで	昭和50年7月
昭和48年7月1日から昭和48年8月31日まで	昭和50年8月
昭和48年9月1日から昭和48年9月30日まで	昭和50年9月

この度の募金、こうした主旨のもとに実施いたしました。集まりましたお金は、更生保護事業の運営資金に不自由しておられる、町の保護司会を優先的にそして下の機関や施設へ、それぞれ分額ではありますが、社会を明るくする活動資金に、役立てていただくことにしました。

募金額 二四三、五七三円
一、町保護司会へお金
九〇、〇〇〇円

一、対象者ならびに家族への振替準備金 四〇、〇〇〇円
一、県下の保護司会、矯正施設へのお金 六〇、〇〇〇円
一、募金所要総数 三七、七〇〇円
一、会の活動、会員の研修に対する補助 一五、八七三円
この募金にご協力いただいた、婦人会ならびに一部駐在員の方々へ(全員一同感謝いたします。)
(会長) 藤井光三(事務) 藤井光三

「農委だより」

許可をうけて 農地の転用を

農地(田畑)を農地以外に転用される場合は、農委委員会を經由して農地転用の許可を受けてからでないと、転用できないことは既に「告知のこと」で思っています。

昭和四十九年度の稲作転換対策事業(米の生産調整)による、特別永年転作として水田に杉柵等を植付け、山林に転用される計画の方が相当ありますが、農地を山林に転用される場合は、農地法により農地転用の許可を受けてからでないと、転用に着手できないことになっていきます。秋に稲作を計画されている方は、早目に転用手続きをされるようお願いいたします。

転用手続きに必要な申請書は、農委委員事務局または支所に用紙としてありますのでお申し出ください。

農作物標準賃金の公表

農委委員では、昭和四十九年度の秋期農作物標準賃金を、次の通り決定したので公表します。

これは町の平均地所を標準として算定した標準額です。農地や労働力の状況など、地域の現状に合わせて活用ください。

農作物標準賃金表

作業名	単位	標準賃金	要 点
一般農作業	男1日	3,300	午前8時より午後5時まで各日1回15分休けい
	女1日	2,300	
稲刈(バイン)	10a当り	6,300	機械持参(結菜紐を含む)
稲脱穀	10a当り	6,500	機械持参

など、このことの算定基礎などくわしいことは農委委員会(有線五九四二)へおたずねください。

火災予防に「協力」

「松葉狩り」や「夏拾い」のシーズンとなりました。この季節には山火事が多く発生します。

「たき火の不始末」「煙草の投げ捨て」など一寸の油断で「火」がえしのつかない事になります。また、農家では稲の乾燥など火気を多く使うこととなります。お互いに十分注意を重んじて火災を防止しましょう。



選挙人登録者数は9,019人

昨年 同 比 41人 減

この登録名簿は毎年九月一日現在を九月十日に登録することになった。これは選挙時登録と違って選挙の告示の前日(または即々日)を登録日として登録されます(または選挙の日現在に選挙の告示の届いた日)。

現在二十歳に達している方で、引き続き町内に三か月以上住所を有していることが登録の要件となっています。

ご存知のように選挙人名簿に登録

区 名	面積 Km ²	昭和49.9.10現在報告の選挙人名簿登録者数		
		男	女	計
御所野	12.28	88	100	188
小古祖	2.35	142	165	307
地見村	16.08	628	743	1,371
伊賀地	15.85	310	348	658
岸上島	11.34	239	263	502
上島	5.05	227	248	475
山崎	9.15	443	505	948
山崎	5.51	142	138	280
山崎	5.59	108	119	227
山崎	10.43	157	173	330
山崎	15.61	179	201	380
山崎	16.66	418	489	907
山崎	29.03	170	168	338
山崎	23.52	457	483	940
山崎	18.39	155	161	316
山崎	29.70	67	69	136
山崎	28.81	133	137	270
山崎	12.26	77	84	161
山崎	20.78	141	144	285
計	288.39	4,281	4,738	9,019

「郵政だより」

「定期保険」

郵政省では、社会情勢の推移および保険制度を考慮して、今年一月から「定期保険」「疾病優待特約」など加入者に対する、保険内容の充実を図っています。が、十月一日から保険金増額額を三百万円から五百万円に引き上げ、加入者のサービス向上に努めています。

この定期保険は、死亡保障に重点を置いた掛け捨ての保険で、安

保険料で高い保障を行うのが特長となっています。しかもこの保険には優待特約を付加することができ、保険を最も必要とする若旦那の方にはピッタリの保険です。

現在危険がいっぱいの世の中といわれています。この機会にぜひ定期保険をご利用になってはいかがでしょうか。

○定期保険のしくみ

○保険の額額と加入年令

五年満期定期保険 十五歳から五十五歳まで

十年満期定期保険 十五歳から五十五歳まで

○保険金額

加入者の年令により異なりますが、掛け捨ての保険ですから普通の高齢者保険に比べれば相当安くなります。

○その他

この保険には契約者に対する貸付などの制度はありません(優待特約の保険内容(死亡保障、優待保障、入院給付)などくわしいことは照会局へおたずねください。

保健婦だより

昨年、徳地町における主な死因を統計的にみると、第一位が「脳卒中」で、続いて「癌」、心臓病」となっています。いわゆる成人病と呼ばれるものの代表的な三つですが、全死因中、これらの占める割合は、一昨年の六二%をはるかに上まわり、七〇%に達しました。つまり、この三つの病気のいずれかが亡くなっていることとなります。

成人病は、このほかにありますが、いずれもその原因に不明な点が多かれています。しかし、予防対策を行うだけでは、成人病にかかる人が減り、またかかって悪化を防ぐことができます。

上手な受診のしかた

「成人病は予防できないもの」とか「成金は治らない病気」と勝手に決めこんで、あらかじめの手きめがないで、早期に発見し、適切な医療を受けながら、規則正しい生活を営む、何らかの病気のときは、健康な人と変わらなく扱えるべきです。

大形なものは成人病を予防するにはどうすればよいかというところの正しい知識を身につけ、それを自分の生活の中に実践しとり入れていくということができます。そして、いづれ、信頼できる医者をきめて、いつもその医者にかかること

がよいことです。成人病のほとんどが慢性的な病気で、一回の受診ですまないわけですから、多くの人には終生薬を飲み続けたり、生活規則を受けていかなくてはなりません。したがって上手に医者にかかることが必要になってきます。一度、高血圧、動脈硬化、心臓病などと診断されると、長年病気が続き、医師への信頼と安心感が生まれ、医師としても、一回が診察し、検査をしても、改めて正しい診断と、その人に適した処置ができ、薬を渡すことができるので、一度診察しただけで患者のすべてを知り、適正な医療を行うことは相当困難なことです。また、同じ病気で多くの患者にかかることも一つの弊害として、薬物が考えられず、医師は、それぞれその人の病気の程度や体格に合った量の薬を渡しているのですから、何軒かの医者でもらい受けた薬を、自分勝手に飲むことは危険をまわらないことには、みかけはあっても効用の同じ薬がいろいろあるのですから、それを知らずに合せて飲んでしまうと、良薬も形骸になりかねません。以上のように、成人病を管理していくためには、まず、かかりつけの医者をきつておくことが必要となり

ます。

向寒期にかけて脳卒中の多い季節となります。夏の間、薬を止めていた人も今月は是非受診され今後の健康管理について、医師と相談された方がよいと思います。次回より数回にわたり、食事や生活リズムをつけない事について、お話しする予定です。

堀一安養地」間 定期便を増便

町および地区住民の強い要望のありました、堀一安養地が九月三十日より増便(昼便)され三便となりました。この増便によりお年寄りや高校生通学生足の確保されます。

時刻表は次のとおりで、朝晩は従来通り運行されます。

堀一安養地	十二時二十分
堀一安養地	十二時三十分
堀一安養地	十二時三十分
堀一安養地	十三時
堀一安養地	十三時二十分
堀一安養地	十三時四十分

保育所職員採用試験

町では、保育所職員の採用試験を次のように行います。

- 1 職種及び採用予定人員
- 2 受験資格
- 3 試験
- 4 受検手続及び受付期間

昭和40年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者で、保母資格を有する者または、昭和50年3月までに当該資格を得する見込みのある者

和50年3月までに当該資格を取

得する見込みのある者
試験
試験は第一次・第二次及び身元調査とし、1次は11月24日9時より2次は12月上旬町役場で行います。

4 受検手続及び受付期間
手続きは、受験申込書を総務課へ請求し10月31日までに提出してください。くわしいことは町役場総務課(有線二五二)へお問い合わせください。

なお、昭和四十九年度の一級事務職員は募集しない見込みです。



土井 齊盛子 選
藤井 扶英
宮本 牧草
中原 愛子
大 中 祥 生 選
原 田 千草
福田 佳久
植え終へし安らぎ今朝の大穴仰

寄付。たびたびのご芳志厚くお礼申し上げます。

▽七百元
大宇八幡字下八坂の藤本定男さんから、消防団出動手当の一部を社会福祉事業のために寄付
▽三万円
大宇上村字蔵場の志賀昭吉さんから祖母、故ケンさんの香典返しの一部として寄付
▽二万円
大宇上村字蔵場の藤水 進さんからご祖父、故一正さんの香典返しの一部として寄付
▽千五百円
大宇山細字下畑の松村ユキノさんから、拾得金の時効後交付されたものを寄付
大宇山細字下畑の松村ユキノさんから寄付
▽三千元
大宇畑字旭の阿部シゲ子さんからご主人、故郷一さんの香典返しの一部として寄付
▽一万円
大宇船路字下畑の原田光久さんからご尊父、故新熊さんの香典返しの一部として寄付
▽二千二百四十五円
これは、畑育年団一同から先般のチャリティロックフェスティバルの収益金を、社会福祉事業のために寄付

町社協「善意銀行」に対しては町内の皆様から多大のご芳志をいただき、厚く御礼申し上げます。このご芳志をもとに、この夏も町内のお救の奇な方(四十七家姓)にお見舞品をお届けしました。

善意銀行

▽二万四千元(三回分)
大宇野谷字雀ヶ岡の船越雄行さんから社会福祉事業のために